

「建設関連工事相談窓口設置・運営事業」運営要綱

（名 称）

第1条 本事業は、建設関連工事相談窓口設置・運営事業（以下、「本事業」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本事業は、市民や企業（以下、「相談者」という。）が信頼して相談できる建設関連工事相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置すると共に、市内建設業者への受注機会を提供することで地域経済の活性化を図る。また、相談者へ責任ある工事施工や情報提供に努めるため、専門技術や専門知識について研修会を開催し、市内建設業者の資質の向上に努めることを目的とする。

（事 業）

第3条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）相談窓口を設置し、専門相談員による相談会を開催すること
- （2）市内建設業者への受注機会を提供すること
- （3）市内建設業者の専門技術や専門知識の向上に向けた研修会を開催すること
- （4）その他、事業の目的達成に必要な事業

（相談者）

第4条 相談者は、市民及び市内企業とし、工事施工について具体的な計画がある者とする。
また、相談に際しては、相談申込書（別紙1）を事務局に提出しなければならない。

（専門相談員）

第5条 専門相談員は、社団法人神奈川県建築士事務所協会大和綾瀬支部が推薦した建築設計士で、建築関連全般に関する専門的な知識を有し、相談者への誠意ある対応や助言ができる者とする。

（専門相談員謝金）

第6条 専門相談員が窓口相談指導を行う場合、1時間当りの謝金は、2,500 円（税込み）とする。

(相談会)

第7条 相談会は、毎月第2・第4水曜日の午後1時より午後4時まで大和商工会議所にて開催する。相談会は事前予約制とし、相談時間は1時間以内、相談料は無料とする。ただし、専門相談員が認めた場合に限り、相談時間を延長することができ、随時窓口相談会を実施することができる。

(発注情報)

第8条 相談者が市内建設業者の工事紹介依頼した場合には、事務局が発注情報(別紙2)を大和商工会議所ホームページにおいて公開する。ただし、相談者の個人情報(住所、氏名、電話番号など)については公開しない。

(受注申込)

第9条 前条の発注情報について、受注希望する市内建設業者は、受注申込書(別紙3)を事務局に提出する。

(受注資格)

第10条 本事業による発注情報について、受注資格がある市内建設業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本運営要綱の内容を承諾し順守すること
- (2) 登録申込書(別紙4)を提出すること
- (3) 誓約書(別紙5)を提出すること
- (4) 大和商工会議所ホームページに登録すること
- (5) 大和商工会議所会費に未納がないこと
- (6) 本事業に係る提出書類に不正確な情報を掲載しないこと
- (7) 責任ある工事施工や情報提供ができる専門技術や専門知識を有すること

(建設業者選定)

第11条 建設業者選定については、相談者自らが以下を参考に選定をする。

- (1) 登録申込書(第11条関係)
- (2) 受注申込書(第11条関係)
- (3) 大和商工会議所ホームページ(第11条関係)
- (4) 建設業者ホームページ
- (5) その他相談者自らが調査したもの

(報告義務)

第12条 専門相談員、建設業者はそれぞれ以下の書類を事務局に速やかに提出するものとする。

- (1) 専門相談員は、相談会終了後に相談会報告書(別紙6)を作成し提出する。
- (2) 建設業者は、商談もしくは契約終了後に商談・契約報告書(別紙7)を作成し提出する。

(実績公開)

第13条 発注情報に関する受注結果については、大和商工会議所ホームページにて実績公開する。

(経費)

第14条 経費は、神奈川県補助金、大和商工会議所の自己財源、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第15条 本事業の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本事業の事務局は大和商工会議所事務局内(大和市中央1-5-40)に置く。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるものの他、事業運営に必要な事項は検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は平成19年6月28日から施行する。